

新潟高教組

新型肺炎感染症関連速報 -陽性者判明時の対応変更-

2022年2月3日 全組合員配布・分会掲示

保健所業務逼迫等により 濃厚接触者の特定は県教委が行う

1月26日、新型肺炎感染者の急増に伴い医療機関や保健所等の業務がひっ迫している状況であることから、新潟県では濃厚接触者の定義に該当した場合の対応や感染者が確認された事業者の対応が大きく変更されました。このことを踏まえ、県立学校の生徒の陽性が判明した場合の対応が県教委より改めて整理され、2月1日に通知が発出されました。以下県教委通知内容。

保健所業務逼迫等による変更点

- ・濃厚接触者の出席停止期間が7日に短縮（健康観察は10日間）
- ・保健所が担っていた濃厚接触者の特定を、今後は県教委が行う
- ・濃厚接触者に特定された生徒・保護者への連絡は学校が行う

家庭への連絡内容

- ・濃厚接触者となったこと
- ・自宅待機期間は出席停止となること
- ・自宅待機期間中は1日2回検温し、風邪症状等が出現していないか、健康観察を行うこと
- ・自宅待機期間中に発熱等体調不良となった場合はかかりつけ医に事前連絡の上、受診するか、新潟県新型コロナ受診・相談センター又は保健所のいずれかに相談すること
- ・PCR検査を実施することとなった場合は学校に連絡すること

県教委発言と現場実態のズレを抗議 業務整理については継続協議中

これまで、「保健所等からの要請は管理職が従事する」「それに付随する業務について勤務時間外・週休日に教諭に勤務を命ずることはない」ことを県教委と確認を行っていますが、学校現場からは「濃厚接触者の候補者リストの作成」「消毒作業」「家庭への連絡」等を教諭が行っており、週休日、時間外にも行っているとの声が届いています。現場状況への認識を再度追及するとともに、業務負担が増大することのないよう折衝・交渉を行っています。

○新高教見解

- ・県教委は教職員の働き方・健康管理等の観点から勤務時間外・内にかかわらず、新型肺炎感染症患者が発生した学校において、どのような業務が発生しているのか、事実関係を把握する必要がある
- ・その上で、適切に対応されているか確認するとともに、関連業務を教職員が行うことに対する必要性の検討や本来業務に差し支えないような業務削減等の調整を行うべき

各分会は上記内容を分会員で共有するとともに、感染症対応（濃厚接触者の特定、家庭連絡など）について、時間外や週休日勤務等、管理職から不当な命令がなされないようとりくみをお願いいたします。

疑問な点等は本部までご連絡ください（025-265-4151）